



# 愛媛県報

発行 愛媛県

平成25年10月4日金曜日 第2510号

## ◇ 目 次 ◇

保安林予定森林にする旨の通知（2件）.....	（森林整備課）... 778
道路の供用開始（県道砥部伊予松山線）.....	（中予地方局管理課）... 778
新たな土地改良事業の施行の認可.....	（南予地方局農村整備課）... 779
建設業者の許可の取消し.....	（南予地方局管理課）... 779
道路の区域変更（県道宇和島城辺線）.....	（ " ）... 779
道路の供用開始（ " ）.....	（ " ）... 779
新たな土地改良事業の施行の認可.....	（南予地方局八幡浜支局農村整備第一課）... 779
指定道路の指定.....	（南予地方局八幡浜土木事務所）... 780
道路の区域変更（一般国道380号）.....	（南予地方局大洲土木事務所）... 780

## 公 告

特定非営利活動法人の設立の認証の申請の公告.....	（男女参画・県民協働課）... 780
特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請の公告.....	（ " ）... 780
技能検定の合格者.....	（労政雇用課）... 781

## 告 示

### ○愛媛県告示第1077号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成25年10月4日

愛媛県知事 中村時広

- 1 保安林予定森林の所在場所  
大洲市蔵川字末廣乙1201の1
- 2 指定の目的  
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法  
ア 主伐は、択伐による。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、該当立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び大洲市役所に備え置いて縦覧に供する。）

### ○愛媛県告示第1078号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成25年10月4日

愛媛県知事 中村時広

- 1 保安林予定森林の所在場所  
東温市下林字タテワリ丙185の2
- 2 指定の目的  
水源の涵養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法  
ア 主伐は、択伐による。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、該当立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び東温市役所に備え置いて縦覧に供する。）

### ○愛媛県告示第1079号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成25年10月4日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	砥部伊予松山線	伊予市上三谷甲4245番2から 伊予郡松前町大字鶴吉466番3まで	平成25年10月4日

○愛媛県告示第1080号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により、西予市明浜町土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業

（維持管理）の施行を平成25年9月13日認可した。

平成25年10月4日

愛媛県南予地方局長 三好 伊佐夫

○愛媛県告示第1081号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成25年10月4日

愛媛県知事 中村 時広

許可番号	許可年月日	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取消年月日	取り消した建設業の種類	取消しの原因となった事実
(特-23)第315号	平成23年10月13日	愛媛建設(株)	坂本 信哉	北宇和郡鬼北町大字永野市22-1	平成25年4月3日	電気工事業	建設業の廃止(一部)
(般-20)第16433号	平成21年2月17日	堀山組	堀山 道博	大洲市徳森1620	平成25年8月9日	土木工事業 とび・土工工事業	建設業の廃止(法人成り)
(特-22)第16822号	平成23年3月3日	(株)明正建設	宮内 善正	南宇和郡愛南町深浦193	平成25年8月13日	管工事業	建設業の廃止(一部)
(特-23)第315号	平成23年10月13日	愛媛建設(株)	坂本 信哉	北宇和郡鬼北町大字永野市22-1	平成25年8月21日	鉄筋工事業	建設業の廃止(一部)
(般-22)第13329号	平成23年3月3日	ノコナ(株)	松田妃佐美	西宇和郡伊方町湊浦661-1	平成25年8月28日	建築工事業 塗装工事業	建設業の廃止

○愛媛県告示第1082号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成25年10月4日

愛媛県知事 中村 時広

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県道	宇和島城辺線	宇和島市津島町岩渕丁5番3から 同町岩渕丁2番6まで	旧	メートル 3.7~12.2	キロメートル 0.210	
			新	6.0~19.9	0.210	

○愛媛県告示第1083号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成25年10月4日

愛媛県知事 中村 時広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	宇和島城辺線	宇和島市津島町岩渕丁5番3から 同町岩渕丁2番6まで	平成25年10月4日

○愛媛県告示第1084号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により、

大洲市土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・谷米津地区）の施行を平成25年9月

25日認可した。

平成25年10月4日

愛媛県南予地方局長 三好 伊佐夫

○愛媛県告示第1085号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり指定道路を指定した。

平成25年10月4日

愛媛県南予地方局長 三好 伊佐夫

1 指定道路の種類

建築基準法第42条第1項第5号

2 指定年月日

平成25年9月27日

3 指定道路の位置

大洲市東大洲314番の一部、315番3、315番4の一部及び3049番の一部

4 指定道路の延長及び幅員

(1) 延長 87.46メートル

(2) 幅員 4.50メートル

○愛媛県告示第1086号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成25年10月4日

愛媛県知事 中村 時広

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の幅員	延長	備考
一般国道	380号	喜多郡内子町寺村2186番地先から 同町寺村2088番6まで	旧	メートル 4.0~87.0	キロメートル 0.401	
			新	0.0	0.000	

公 告

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成25年10月4日

愛媛県知事 中村 時広

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成25年9月20日	特定非営利活動法人 面河山の家	菊野 齊 敏	松山市大手町一丁目8番地8	この法人は、スポーツ振興を目的として石鎚、面河探勝登山に資するための山の家簡易宿泊所を設置し、併せて山岳関係の学術標本を蒐集して理科、社会科の研究に寄与することを目的とする。

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成25年10月4日

愛媛県知事 中村 時広

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成25年9月18日	特定非営利活動法人 NPOパソコン活用支援びんぐ	仲尾 聖 子	松山市宮内乙11番地25	この法人は、不特定多数の個人、団体を対象に、少子高齢化、核家族化社会を背景とした情報技術社会に関する様々な課題の解決に向けて、現状の調査研究を行い、地域の人々の活力や能力を生かした多様な情報技術に関する支援活動を展開し、すべての地域住民がインターネット等情報技術を活用し、いつでも行政サービスをはじめとする各種サービスを楽しむとともに、福祉、社会教育、人権、まちづくり、男女共同参画、市民活動促進など、さまざまなかたちでコミュニティに参加できる機会均等な社会の実現に寄与することを目的とする。

○公 告

技能検定の合格者について

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）に基づき平成25年7月6日から9月8日までの間に実施した技能検定の合格者は、次のとおりである。

平成25年10月4日

愛媛県知事 中 村 時 広

造園（造園工事作業）

1 級

受 検 番 号	
A 甲	3

2 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 2	A 甲 3	A 甲 4	A 甲 5	A 甲 7	A 甲 8
A 甲 9	C 1	D 1			

鑄造（鑄鉄鑄物鑄造作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2	A 甲 3	A 甲 4

金属熱処理（一般熱処理作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2

金属熱処理（浸炭・浸炭窒化・窒化处理作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号
B 1	C 1

機械加工（普通旋盤作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 2	A 甲 3	A 甲 4	C 2

2 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2	A 甲 3	A 甲 4	A 甲 5	A 甲 6
A 甲 9	A 甲 10	B 2	C 1	C 2	C 3
D 1					

## 機械加工（数値制御旋盤作業）

## 1級

受検番号	受検番号	受検番号
A甲 2	A甲 4	C 2

## 2級

受検番号	受検番号	受検番号	受検番号	受検番号	受検番号
A甲 1	A甲 4	A甲 5	A甲 6	A甲 7	A甲 10
A甲 11	A甲 13	A甲 14	A甲 15	A甲 16	A甲 18
B 1	C 1	C 2			

## 機械加工（フライス盤作業）

## 2級

受検番号
C 2

## 機械加工（数値制御フライス盤作業）

## 1級

受検番号	受検番号
A甲 2	C 1

## 2級

受検番号	受検番号	受検番号	受検番号	受検番号
A甲 2	A甲 6	C 1	C 3	C 4

## 機械加工（平面研削盤作業）

## 2級

受検番号
C 1

## 機械加工（円筒研削盤作業）

## 1級

受検番号
A甲 1

## 2級

受検番号
C 1

## 機械加工（マシニングセンタ作業）

## 1級

受 検 番 号
C      2

2 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲    4	A 甲    5	A 甲    7	B        1	C        1	C        2

放電加工（数値制御形彫り放電加工作業）

1 級

受 検 番 号
C        1

2 級

受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲    4	B        1

鉄工（製缶作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
B        2	C        1	C        2

2 級

受 検 番 号
A 甲    2

鉄工（構造物鉄工作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号
B        1	B        2

2 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲    2	A 甲    3	A 甲    4	A 甲    5	A 甲    7	B        1

建築板金（内外装板金作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲    2	A 甲    4

2 級

受 検 番 号
C      1

建築板金（ダクト板金作業）

1 級

受 検 番 号
A 甲    1

工場板金（曲げ板金作業）

2 級

受 検 番 号
B      1

仕上げ（治工具仕上げ作業）

2 級

受 検 番 号
C      2

仕上げ（機械組立仕上げ作業）

1 級

受 検 番 号
A 甲    4

2 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲    2 B      8	A 甲    4	A 甲    5	A 甲    7	A 甲    9	B      7

電子機器組立て（電子機器組立て作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲    2	A 甲    6

2 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲    1	A 甲    2	A 甲    4	B      1	B      4

電気機器組立て（配電盤・制御盤組立て作業）

1 級

受 検 番 号

A 甲 2

2 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2	A 甲 3	A 甲 4	A 甲 6	C 1

産業車両整備（産業車両整備作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 3	A 甲 4	A 甲 5	A 甲 6	A 甲 7
A 甲 9	A 甲 10	B 4	B 5		

建設機械整備（建設機械整備作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 4	A 甲 5

2 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 10	A 甲 13	A 甲 14	B 3	B 5
C 1	C 2				

婦人子供服製造（婦人子供注文服製作作業）

2 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	C 1	D 1	D 2

家具製作（家具手加工作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	C 1

2 級

受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	B 1

建具製作（木製建具手加工作業）

1 級



受 検 番 号
A 甲 2

2 級

受 検 番 号
C 1

プラスチック成形（射出成形作業）

1 級

受 検 番 号
C 1

2 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2	A 甲 3

プラスチック成形（インフレーション成形作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 5	C 1	C 4

陶磁器製造（絵付け作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	C 1

2 級

受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 2	A 甲 3

石材施工（石張り作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 2	A 甲 5	B 1	C 1

2 級

受 検 番 号
C 1

とび（とび作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1 A 甲 13	A 甲 3 A 甲 14	A 甲 4 A 甲 16	A 甲 10 B 1	A 甲 11 C 1	A 甲 12

2 級

受 検 番 号
A 甲 1

左官（左官作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 2	A 甲 3	A 甲 4	A 甲 6	A 甲 7	B 3

2 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 2	A 甲 3	A 甲 6

タイル張り（タイル張り作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号
C 2	C 3

2 級

受 検 番 号
C 1

畳製作（畳製作作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 3	A 甲 4	A 甲 5

2 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2	C 1

防水施工（ウレタンゴム系塗膜防水工事作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 2 C 6	A 甲 4	C 2	C 3	C 4	C 5

防水施工（アクリルゴム系塗膜防水工事作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 2	C 1

防水施工（シーリング防水工事作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2	A 甲 3	C 1	C 2

内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事作業）

1 級

受 検 番 号
B 1

内装仕上げ施工（鋼製下地工事作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 2 A 甲 8	A 甲 3 A 甲 9	A 甲 4 A 甲 10	A 甲 5	A 甲 6	A 甲 7

内装仕上げ施工（ボード仕上げ工事作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 2	A 甲 3	A 甲 4	A 甲 5	A 甲 7	B 1

熱絶縁施工（保温保冷工事作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2	A 甲 3

サッシ施工（ビル用サッシ施工作業）

1 級

受 検 番 号
A 甲 1

2 級

受検番号
A甲 1

表装(壁装作業)

1級

受検番号	受検番号	受検番号
B 1	C 1	C 3

塗装(建築塗装作業)

1級

受検番号	受検番号	受検番号	受検番号	受検番号	受検番号
A甲 1 A甲 18 C 7	A甲 6 B 2	A甲 10 B 3	A甲 12 C 3	A甲 14 C 5	A甲 16 C 6

2級

受検番号	受検番号
A甲 3	C 1

フラワー装飾(フラワー装飾作業)

1級

受検番号	受検番号	受検番号	受検番号	受検番号	受検番号
A甲 1 C 2	A甲 2	A甲 3	A甲 4	A甲 5	C 1

2級

受検番号	受検番号	受検番号	受検番号	受検番号	受検番号
A甲 1	A甲 2	A甲 3	A甲 4	A甲 5	A甲 6